



この用水路もコンクリートで巻く……（八代市にて）

(1) 農業関係
はじめの計画では、南は日奈久町地先より、中間は八の字堰掛り金剛、弥次、北は松橋町豊川地先まで、及び新規干拓地（八代港干拓・不知火干拓）をふくめて、一万四百七十七畝であつて、その水量は、球磨川の湧水量毎秒三十五立方尺のうち、毎秒三立方尺を取水する計画であつたが、現計画では、取水量毎秒十六立方尺、面積六千七百七十六畝にしぼり、球磨川掛りのみとした。

(2) 工業用水
当初の計画では、毎秒二・六四立方尺であつたが、

(1) 農業関係
はじめの計画では、南は日奈久町地先より、中間は八の字堰掛り金剛、弥次、北は松橋町豊川地先まで、及び新規干拓地（八代港干拓・不知火干拓）をふくめて、一万四百七十七畝であつて、その水量は、球磨川の湧水量毎秒三十五立方尺のうち、毎秒三立方尺を取水する計画であつたが、現計画では、取水量毎秒十六立方尺、面積六千七百七十六畝にしぼり、球磨川掛りのみとした。

(2) 工業用水
当初の計画では、毎秒二・六四立方尺であつたが、

八代平野土地改良事業	
事業主体	国、熊本県、団体
ダム建設	遙拝堰の上流100mの地点
農業用水面積	6,777ha
着工	昭和38年度
完成予定	国営分 昭和44年度
	県営分 国の事業と平行実施
	団体営分 全上

(6) 昭和三十四年度～昭和三十七年まで
三十七年までの予算は
国費 千七百二十三万円
県費 百四十二万円

農地事務局では、計画部の調査結論にもとづいて、建設部の手に移り、実施設計の段階にいたり、事務所を千丁村に設けて、実施計画を取りまとめ中である。昭和三十七年度は、関係市町村といろいろの問題点について、調整を行なうとともに、建設省の河川改修・水設対策・工業用水・発電などの問題について、最終的な調整を終り、昭和三十八年度から

着工が予定されることになっている。なお、県では特に排水計画について、再検討を加え、国営事業と併行して実施できるように推進することになり、さる三十七年一月一日、調査事務所の開設をみるにいたつた。

昭和三十六年度までに要した経費総額は、国費二千八百四十一万四千円、県費九百六十四万八千円、計三千五百三十六万二千円である。（発電関係調査費を除く。）

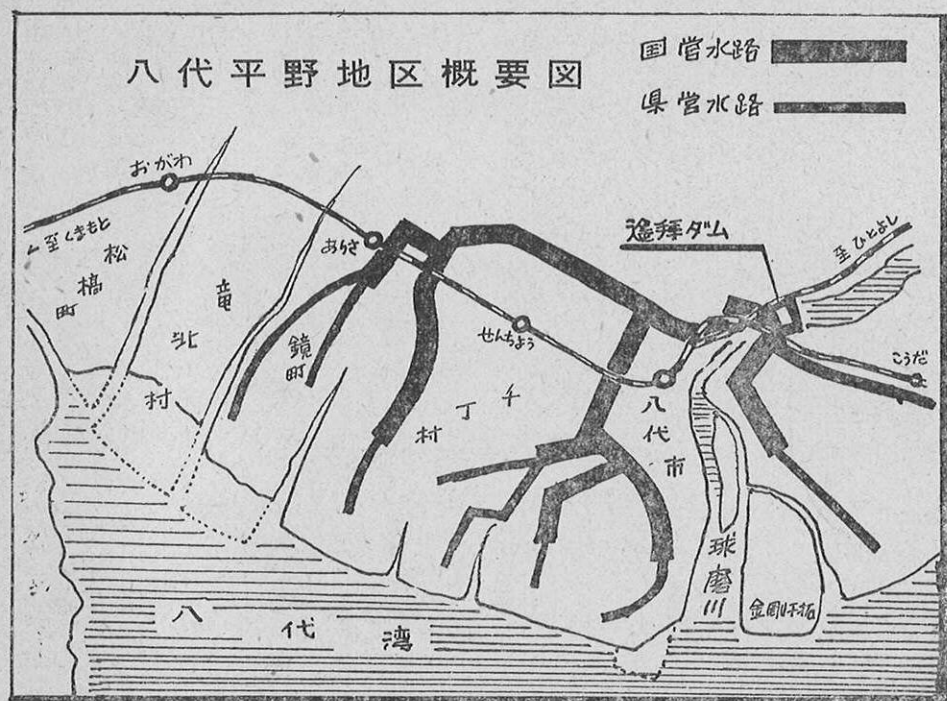
今後の見とおしと問題点
この事業が完了すれば、農業構造改善の基礎的問題は解決するわけで、機械の導入はもちろん、農家の希望する作物が、いつでも自由に栽培できるようになり、生産性の向上が大いに期待できる。

(1) 国営事業について
国では、堰堤と末端五百畝までの用水路を行なうもので、工事開始以来約七九年で完了することになつてい

(3) 団体営について
用水路の末端（百畝以下）、区画整理、客土などは、団体営として行なうものであるが、事業種別によつて、国の補助率も異なる。

用排水路の国庫補助率 四割以下
区画整理の " " " " 三割以下
客土の " " " " 三割以下

これらについても、公庫融資の道がひらけており、県営の場合と同様である。



期待しうる。
b 地下水位が高いので、土壌中に酸素の流入が困難なため、土壌中に青色の層ができ、根腐れを起しやす。このため、白葉枯病、胡麻葉枯病、イモチ病の発生が多い。
c 排水だけを良くすれば、当地域のような土壌では、漏水が多くなり、肥料流亡のおそれが多分にあるから、客土が必要である。

d 冠水することにより、白葉枯病の発生が多いから、耐病性の品種（農林二十七号等）を選ばべきである。
e 排水を良くすることによつて、用水の確保が必要である。

B 秋落田が多い
砂土及び砂壤土地帯が広いので、前記排水不良と相まつて、胡麻葉枯病の発生が多いから、客土によつて根本的に防除ができる。

C 客土について
客土用材料としては、第一に、粘土含有量が多いこと。第二に、粘土鉱物の質が農業的に見て優良なこと。第三に、植物栄養含有量として置換性塩基が多いこと。第四に、容易に入手できること。第五に、客土後の持続効果が長つづきするもの。などであつて、当地域として最も有望なものは、鏡川下流部に堆積したものと、湾奥の亀崎付近のものが良い。

また、千丁村付近の溝渠泥の客入れは有望である。

D 冷かかんが、地帯について
湧水利用、さく井利用による冷かかんが地帯には、用水路の新設、またはう回水路によつて水温を高め、イモチ病の発生を防ぐことができる。

E 用水量の算定について
単に水田の源水深のみによることではなく、代播期・最高分けつ期・出穂期などに分けて、不足のないように配分することが必要で、抽象的にいえば、「必要な時に必要な水」ということが、理想的な用水計画の基本である。

この結論にもとづいて、八代平野の農業生産を大幅に伸ばすためには、排水を

良くするとともに、用水確保の必要性が見出され、いわゆる「用排水分離」の原則が確立した。

以上のとおり、昭和二十七年から四九年間の調査資料にもとづいて、計画概要書を取りまとめ、農林省直轄の事業として採択を受けるため、期成会と一体となつて、政府機関に陳情、説明を行なつた結果、十一月下旬農林省からの現地視察を受け、直轄調査地区として採択となつた。

(5) 昭和三十一年度～昭和三十三年度まで
国費計 千七百七十七万円
県費計 四百九十四万円

熊本農地事務局計画部では調査班を編成して、調査の実動に移つたので、県においてもこれに応じて、調査班を編成して実動に移つた。

調査の内容は、農林省は堰堤と末端五百畝までの用水路について調査することになつたので、県ではこれに応援班を出すとともに、排水計画について、全地域を五ブロックに大別して調査を行なつた。

なお、昭和三十二年度には、増産対策協議会中央委員の東大教授、戸刈博士と農業研究所技官の合同調査の結果、当地域の営農形態を早期、二期、晩期の組み合わせとして、経営の方針がたられ、営農類型の基本とした。

また、県の調査費については、地元関係町村が費用の半額を分担されたことは、調査を円滑に進めるため、大いに役立った。